

長崎県建設産業に関する研究会

報 告 書

平成 23 年 4 月 28 日

目 次

報告書

1. 建設産業を取り巻く状況と今後の方策について（総論）
2. 公共工事における発注のあり方
3. 公共工事における元請下請関係の適正化
4. 維持管理事業、緊急災害等への対応
5. 建設業の経営革新と新分野進出、行政による建設業支援の取組み
6. 改革へのスケジュールについて
7. その他

資料

- 1 「長崎県内の建設投資額・建設業許可者数・就業者数等の推移」
- 2 「県内建設業の全産業に占める事業所・従事者数の推移」・「建設業倒産件数の推移」
- 3 「県内総生産（建設業）の推移」
- 4 「県内建設業就業者の年齢構成」
- 5 「長崎県の格付・発注基準と入札参加資格者数」
- 6 「県工事における格付別業者の数と受注総額」
- 7 「経営事項審査データに基づく地区別業者の現状」

用語解説

会議の開催状況

長崎県建設産業に関する研究会設置要綱

長崎県建設産業に関する研究会 委員名簿

1. 建設産業を取り巻く状況と今後の方策について（総論）

- ①社会資本整備の担い手であり、地域の経済や雇用を支える県内の建設産業は、経済低成長下の建設市場の需給バランス崩壊による低価格受注競争のただ中であって、平成20年度の県内建設業における完成工事高経常利益率の平均がマイナスとなるなど、産業全体としてかつてない厳しい経営環境にある。
- ②こうした建設産業の厳しい経営の影響は、とりわけ専門工事業者を始めとする下請業者や建設労務者に対するしわ寄せとなって現れており、建設労務単価のデフレスパイラル^{注①}や労働環境の悪化を招き、さらにこれらが若年労働者の減少や担い手不足、就業者の高齢化に拍車を掛けるなど、建設産業を支える技術者や技能者の確保にも大きな影を落としている。
- ③このような建設産業の現状を放置すれば、技術と経営に優れた企業や地域の核となる企業の疲弊、共倒れを招くことが予想され、災害等への対応障害、技能・技術の承継の困難性、連鎖倒産や建設労働者の失業など、県民の安全安心を守り、公共工事の品質を確保していく上で、重大な困難が懸念される事態となっている。
- ④こうした中で、建設業経営者にとっては、一層の自助努力を前提とした経営革新に向けた取組みを進めるとともに、業界では建設投資の減少に対応した産業構造改革につながる自主的な取組みが求められている。また、行政にとっては、本県建設投資の大半を占める公共市場での過度な低価格競争をなくすための方策や技術と経営に優れ地域に貢献する意思と能力を有する企業を中心に据えた供給過剰構造の是正を促し、元請下請関係の適正化に向けた環境整備等が必要となっている。
- ⑤あわせて、これからの社会資本整備のあり方として、次の分野に対する行政及び建設業界による対応が急務となっている。また、PFI^{注②}やPPP^{注③}などの民間資金の活用も検討する必要がある。
 - ・ 重点的、効率的、効果的な社会資本整備
 - ・ 公物管理における維持管理事業
 - ・ 耐震、低炭素社会、高齢化社会等に対応した建設投資の推進や支援
 - ・ 広域連合や道州制、TPP^{注④}等の動きに対応できる県内建設業者の体質強化

2. 公共工事における発注のあり方

県内の公共投資がピーク時の半分を下回る中で、県民の安全安心を守り、公共工事の品質を確保していくためには、技術と経営に優れ地域に貢献する意思と能力を有する企業を中心に据えた供給過剰構造の是正を促すことが必要不可欠である。このため、県工事受注の大半を占める格付業者（Aクラス）数について半減するなど、

次のような様々な角度からの思い切った見直しが必要である。同時にこの見直しは、次項3に掲げる「公共工事における元請下請関係の適正化」の取組みと併せて行われるべきである。

1) 格付基準及び発注基準の見直しにより供給過剰構造の是正を促す必要がある。

①格付基準の見直し

県工事受注の大半を占める格付業者（A クラス）については、技術と経営に優れ、地域に貢献する意思と能力を有する企業を中心に据えることとし、格付基準（経営事項審査に基づく総合評定値及び県独自の主観点を加算した総合数値の他、技術職員数、完成工事高等の要件による設定）を見直し、その数を現状の半分程度とするなどの思い切った措置を行うことにより、供給過剰構造の是正を促すことが必要である。

また、これに伴い他のクラスの格付についても見直すことが必要である。

②発注基準（総合評価・一般競争・指名競争）の見直し

前項①を踏まえ、地域に貢献する意思と能力を有する建設企業を支援するため、これらの企業を対象とする入札案件の確保や、総合評価落札方式等の競争入札において高く評価する仕組み等の試行を検討する必要がある。

また、建設産業は将来の担い手不足や労働条件の悪化など、様々な課題に直面しており、県発注工事において、例えば若手技術者の育成、建設技能者の確保・育成や労務賃金の改善等に積極的に取り組む企業を評価する仕組みが必要である。

このほか、受注工事において一定の利益が得られるよう、適正価格での受注競争が可能となる環境整備が必要である。

2) 格付基準及び発注基準の見直しに際しては、次の観点から地域特性等に対して配慮する必要がある。

①離島、過疎地域における地域の経済・雇用を守る地場建設業者の活用

建設産業は、一次産業と並んで、離島、過疎地域の経済・雇用を下支えする基幹産業として、大きな役割を担っていることから、引き続き、地域に貢献する意思と能力を有する企業を支援する必要がある。

②維持管理体制、緊急災害時の即応体制（企業、人材、機材）の確保

本県は、梅雨前線に伴う豪雨や台風の常襲地帯に位置し、加えて脆弱な地勢が県土の大半を占め、過去より自然災害が多発する地域であることから、県民の安全安心な生活の確保は重要な課題となっている。

特に、人口減少や高齢化が著しい離島、過疎地域においては、地域活動の担い手である若年者が減少し、地域住民の安全安心な生活を下支えする建設業者の役割がますます重要となっている。このようなことから、建設業者が不在と

なる災害対応空白地帯が生じることがないように、各地域にバランス良く即応体制を備える建設業者を定着させる必要がある。

また、地域特性等への配慮については、地域ごとに建設市場の需給バランスが大きく異なっている現状にも配慮する必要があることから、従来の「地域区分の考え方」や総合評価落札方式等における「地元へのインセンティブのあり方」について、検証のうえ見直す必要がある。

3) 格付基準の見直しに伴い、単独企業として新たな A クラスの入札参加資格を得られない業者については、次のいずれかを選択することにより事業存続していくこととなる。

- ①企業合併や経常JV^{注5}等の企業努力により、新たな A クラスとしての入札参加資格を得て事業存続する選択。
- ②新たな A クラスの受注工事の下請工事を主体とした企業として事業存続する選択。

なお、本選択を行った企業が安定的な事業存続を続けるためには、次項3に掲げる「公共工事における元請下請関係の適正化」の方策の実施が必須であり、その周知徹底について行政と業界が一体となって取り組むことが求められる。

4) 法的義務が課されている労働者福祉制度未加入者の排除や技術力及び社会貢献等の企業評価のあり方について、検討を行うこと。

- ・ 社会保険加入等の法的義務が課されている労働者福祉制度未加入者や倒産等の可能性の高い企業について、県発注工事の入札から排除すること。
- ・ 現在、有資格技術者数や同種工事の施工実績を掲げている技術力の評価指標について、企業の技術力を適切に反映できる他の評価手法についても検討すること。
- ・ 社会貢献のうち災害支援に対する評価については、協定締結によるものだけでなく、地勢や地域ネットワークなどの地域事情に精通する技術者の確保、労働力の直庸または労務下請との密接な連携可能性、機材の保有または機材を保有する下請・レンタル業者との密接な連携可能性等を加味した評価基準を検討すること。

5) その他、予定価格が持つ上限拘束性や適正な施工費用の算定手法など、国や他県等の動向も踏まえ、適正な競争を促す入札制度のあり方について、継続的に検討を進めていくことが必要である。

3. 公共工事における元請下請関係の適正化

技術と経営に優れ、地域住民の生活を下支えする建設企業を育成し、建設労務単価のデフレスパイラルから脱却するためには、本県建設投資の大半を占める公共工

事（市町工事を含む。）において、過度な重層下請構造の是正や元請下請間での適切な契約を促すことにより、民間工事を含めた元請下請関係の適正化を促進させることが必要である。

1）発注者における過度な重層下請構造の是正、元請下請関係の適正化並びに下請保護に向けた取り組み

①過度な重層下請による下位の専門業者等へのしわ寄せを改善するため、工事種別に応じて、下請次数を2次又は3次までに抑制する取り組みを進める必要がある。

②県建設工事共通仕様書において適正な下請契約の確保

- ・下請業者を使用する全ての県発注工事について、原則として下請契約書（元請、下請双方の押印があるもの）に加え、内訳書の提出を義務化（変更契約時を含む。）する。
- ・下請契約に際しては、「見積条件の明示」、「協議による請負額の決定」、「適切な支払方法と時期の明示」、「着工前の契約締結」等を確実に行った上で、契約を締結するものとする。特に、建設業法令遵守ガイドライン^{注⑥}に違反した企業は、法令の規定による指導のほか、県発注工事への入札参加規制、総合評価落札方式や工事成績での減点など、厳正に対処する。

③下請代金保全のための新たな下請代金債権保全策の活用

元請業者の倒産により、下請業者の連鎖倒産や労務賃金の不払いが増加し、地域経済への多大な被害が懸念されることから、国が検討している支払いボン^{注⑦}ド等の新たな下請代金債権保全策について、下請工事が多い大規模工事を対象に導入を検討する。

④倒産等の可能性が高い企業の県工事入札からの排除の検討

元請企業の倒産は、連鎖倒産や下請業者、資材業者への支払の滞りなど、地域経済へ及ぼす影響が極めて大きいことから、経営状況に関する指標の研究を進めるとともに、倒産等の可能性が高いと考えられる建設業者を県発注工事の入札から排除することについて検討する。

⑤下請代金未払認定に基づく入札参加規制制度の活用

県では、平成21年11月から、不良業者の排除と下請工事代金や資材代金等の未払い解消を促すため、未払いを行っている建設業者を県発注工事の入札から除外している。

引き続き、県発注工事において同制度を継続するとともに、市町発注工事への適用拡大、情報共有体制の構築や下請未払相談窓口の拡充を図ること。

2）受注者としての下請業者育成等の取り組み

専門工事業者である下請業者は、建設工事の直接の担い手であり、工事品質を左

右する重要な役割を果たしていることから、良質な社会資本整備を進めていく上で不可欠な存在となっている。

こうしたことから、専門工事業者の技能者を下支えする建設技能者を確保し、持続的な技能承継を進めていくうえで、社会保険、労働保険や建設業退職金共済制度への加入等の良好な労働環境の整備に加え、基幹技能者等の育成・雇用に取り組む優良な専門工事業者を、下請業者として活用していくことが望ましい。

なお、選定基準の一つとして、現在、国交省において検討中の下請経審の活用などが考えられる。

さらに、下請業者が雇用する技能者の育成については、元請としても、生産性の向上や工事品質の確保が図れる効果的な取組みであることから、積極的に関わっていく必要がある。

4. 維持管理事業、緊急災害等への対応

維持管理事業及び緊急災害対応時の発注方法や、業者選定については、以下のことを考慮しながら検討する必要がある。

①維持管理事業

- ・ 地域建設業または地域建設業から構成される経常 JV や事業協同（協業）組合との契約方法や複数年契約の検討
- ・ 今後、多様化する維持管理業務に適切に対応するため、提案と価格が総合的に優れた契約を行う指定管理者制度の活用
- ・ 現場条件が適正に反映された維持管理工事の積算

②緊急災害対応等

- ・ 緊急的な対応は、地勢に精通し、地域に密着した地域建設業を活用する。

5. 建設業の経営革新と新分野進出、行政による建設業支援の取組み

建設産業全体がかつてなく厳しい経営環境にある中で、企業経営者の先見性、現状を打開する知恵と努力、経営革新の志が求められている。

同時に、このような経営革新に前向きな建設業者に対しては、行政が積極的に支援することが求められる。

1) 技術と経営に優れ、産業や地域の核となる優良な建設業者を指向しての経営革新の方向性については、以下のことに配慮することが必要である。

- ①建設産業を取り巻く現状の認識と経営革新への意識醸成
- ②技術と経営に優れ産業や地域の核となる企業としての強い指向
- ③元請下請関係の適正化への積極的な取組み
- ④人材の育成・確保と処遇の改善

- ・技術者が高齢化していく中での若い技術者の育成・新規雇用等
- ・労務費改善や現場業務の軽減化等による就労環境の大幅改善

2) 建設投資が限られた時代にあって、新しい経営への挑戦として、次のような経営の多角化や時代を先取りした新分野への取組みが行われつつあり、県の中小企業支援 100 億円ファンド事業[※]等を始めとした、各種支援制度の積極的な活用が望まれる。

①建設業の資源・能力を活かした経営の多角化

人材、技術、機械、土地等、建設業の資源・能力を活かした経営の多角化については、トップの決断と現場の知恵のコラボレーションが求められており、企画計画力、資金調達力の強化とともに、多角化に伴う経営戦略の効果が生まれるまでの時間との闘いがポイントとなる。また、既存の従業員や企業文化のみでは新事業への対応ができないことも多く、必要に応じた外部からの若手を含む人材登用が必要である。

②他産業、NPO 等とのコラボレーションによる成長分野事業（エネルギー、エコ、農業、廃棄物、高齢者福祉等）への進出

環境・リサイクル、介護・福祉、農林水産業、IT等の成長分野事業への進出については、当該分野における専門家や行政からの情報の提供、把握が重要であり、収入が継続的に確保できる分野への進出が基本となる。

3) 行政による建設業への支援

①経営多角化、新分野進出企業に対しては、国等の制度も含め、経営相談・アドバイス、資金援助、技術支援、人材確保、講習など各種支援制度の周知徹底と活用促進の働きかけが望まれる。

②建設業が魅力ある産業として存続していくために、次のような事業に行政と建設業界が共同して取り組む必要がある。

- ・大学や工業高校等と連携した建設業の将来を担う技術者・技能者の育成
- ・労働環境の改善に向けた取組み（賃金や福利厚生等改善）
- ・建設産業に理解を深めるための広報活動

③廃業を余儀なくされた建設業の被雇用者に対しては、次のような支援を始めとして、速やかな対応が望まれる。

- ・離職者支援（再就職支援、職業訓練による技能習得）
- ・雇用関係助成金（建設業新分野教育訓練助成、建設業離職者雇用開発助成）

6. 改革へのスケジュールについて

建設業を取り巻く厳しい情勢に鑑み、改革は実施可能なところから速やかに進めるなど、早急な実施が必要である。ただし、国による検討・実施を受けて対応すべ

きもの、中期的な検討が必要なものなど、その分野や内容によっては、段階的に取り組むことが求められる。

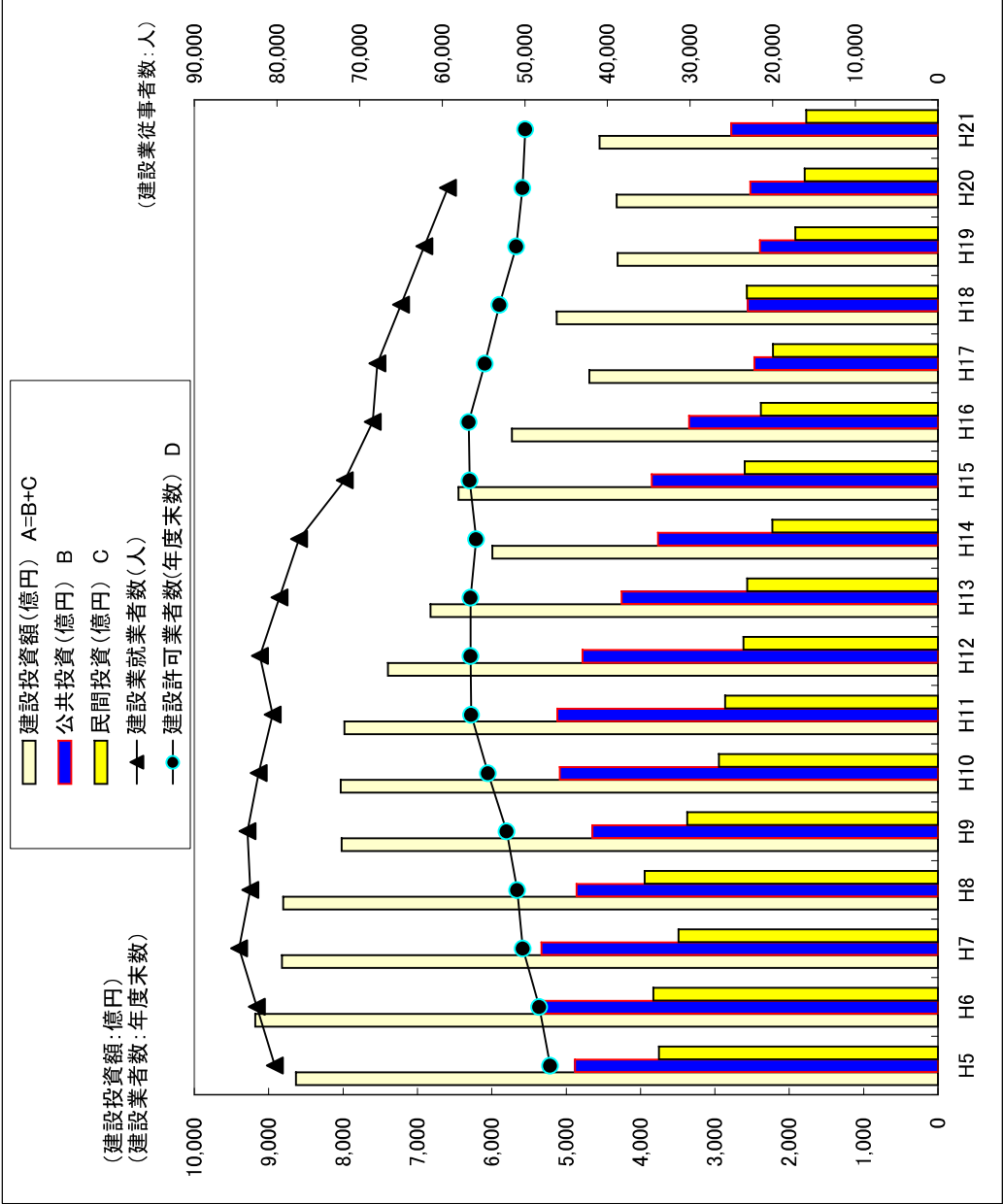
7. その他

本報告書については、公共工事の品質確保、災害対応等の社会資本整備のあり方とともに、地域の経済や雇用を支える建設産業に対する行政のあり方等も含めて、長崎県内の他の公共工事発注者においても広く論議され、県内の関係機関が連携して新たな取り組みを行うことが望まれる。

資料

- 1 「長崎県内の建設投資額・建設業許可者数・就業者数等の推移」
- 2 「県内建設業の全産業に占める事業所・従事者数の推移」・「建設業倒産件数の推移」
- 3 「県内総生産（建設業）の推移」
- 4 「県内建設業就業者の年齢構成」
- 5 「長崎県の格付・発注基準と入札参加資格者数」
- 6 「県工事における格付別業者の数と受注総額」
- 7 「経営事項審査データに基づく地区別業者の現状」

長崎県内の建設投資額・建設業許可業者数・就業者数・完工高経常利益率の推移



★建設投資額はピーク時比の5割(公共5割、民間4割)を切っている。
(民間投資のピークはH4年度の4,404億円)

★許可業者はピーク時の約9割、就業者数は約7割に減っている。

★1業者当たりの建設投資額はピーク時の1.7億円から0.8億円に、
県内業者の完工高経常利益率はH20年度には-0.12%にまで落ち
こんだが、翌年度には0.3%にまで回復。ピーク時の約1割に。

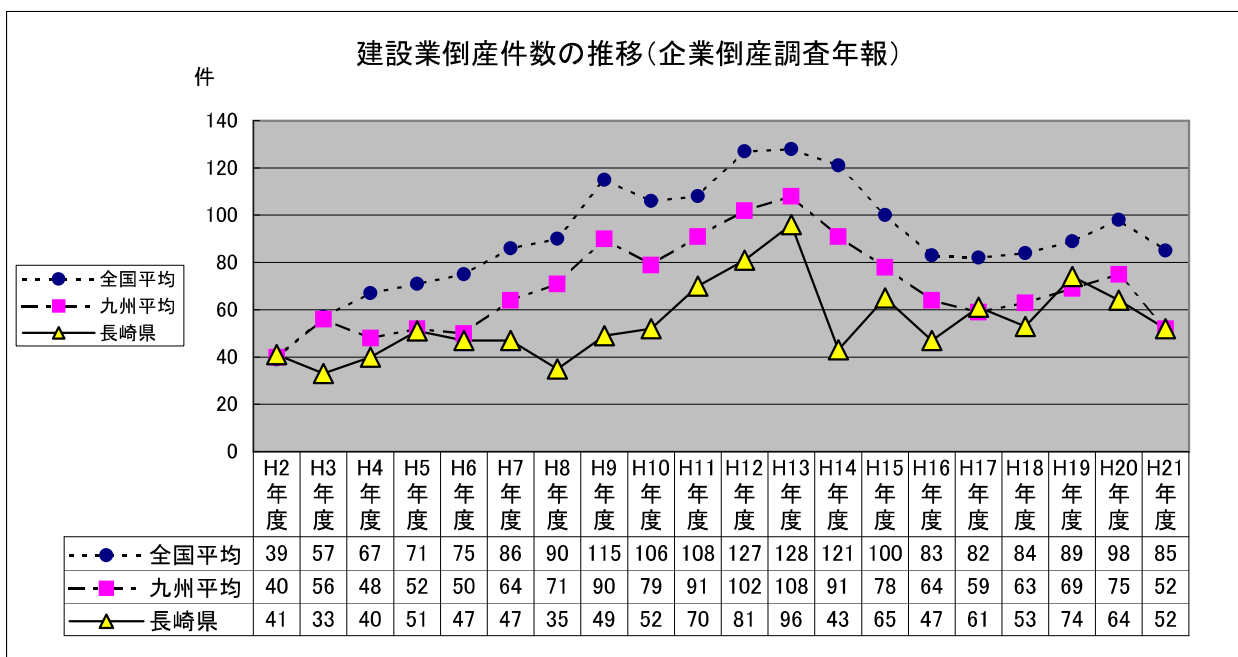
年 度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	ピーク時比	統計出典
建設投資額(億円) A=B+C	8,633	9,182	8,822	8,803	8,019	8,033	7,980	7,397	6,822	5,994	6,448	5,731	4,689	5,128	4,310	4,319	4,550	49.6%	建設総合統計年度報
公共投資(億円) B	4,879	5,354	5,331	4,859	4,645	5,086	5,119	4,781	4,255	3,765	3,849	3,349	2,469	2,558	2,393	2,525	2,778	51.9%	建設総合統計年度報
民間投資(億円) C	3,754	3,828	3,491	3,944	3,374	2,947	2,861	2,616	2,567	2,229	2,599	2,382	2,220	2,570	1,917	1,794	1,772	40.2%	建設総合統計年度報
建設許可業者数(年度末数) D	5,217	5,362	5,583	5,660	5,800	6,051	6,277	6,283	6,287	6,208	6,299	6,309	6,093	5,895	5,669	5,588	5,548	87.9%	許可業者データ
建設業就業者数(人)	80,260	82,431	84,581	83,249	83,583	82,218	80,530	82,083	79,694	77,315	71,810	68,424	67,830	64,992	62,160	59,327	59,327	70.1%	県民経済計算
建設投資額/建設業者数(億円) A/D	1.65	1.71	1.58	1.56	1.38	1.33	1.27	1.18	1.09	0.97	1.02	0.91	0.77	0.87	0.76	0.77	0.82	47.9%	
県内建設業者完工高経常利益率(%)	2.41	2.53	2.34	2.28	1.75	1.43	1.80	1.74	1.20	1.19	1.09	1.04	0.45	0.31	0.38	-0.12	0.30	11.9%	西日本建設業保証㈱

県内建設業の全産業に占める事業所・従事者数の推移

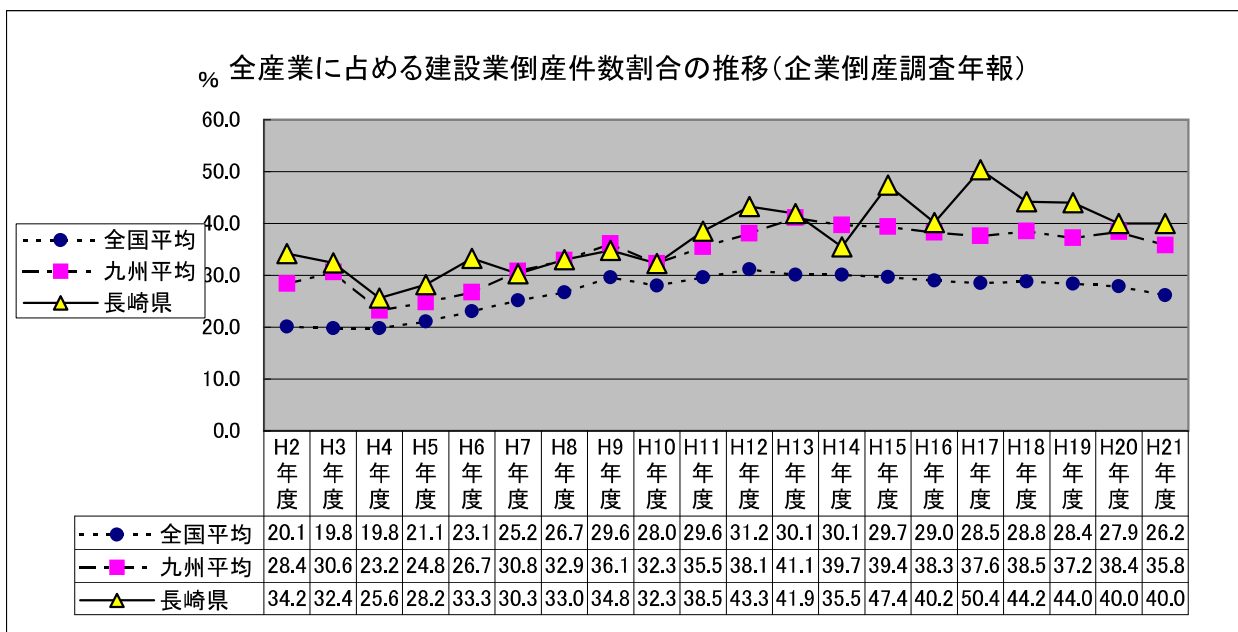
出典：国勢調査

	昭和50年	昭和53年	昭和56年	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年
建設業事業所数 a	6,560	6,560	7,088	7,000	6,781	7,702	7,449	6,659
建設業従業者数 b	53,066	57,755	62,368	59,197	60,152	71,163	62,096	47,745
全産業事業所数 A	72,236	76,285	81,013	82,516	77,302	80,040	76,397	70,794
全産業従業者数 B	521,275	548,590	582,688	588,206	599,133	655,207	630,498	595,026
建設業の全産業事業所数に占める比率 a/A	9.1%	8.6%	8.7%	8.5%	8.8%	9.6%	9.8%	9.4%
建設業の全産業従事者数に占める比率 b/B	10.2%	10.5%	10.7%	10.1%	10.0%	10.9%	9.8%	8.0%

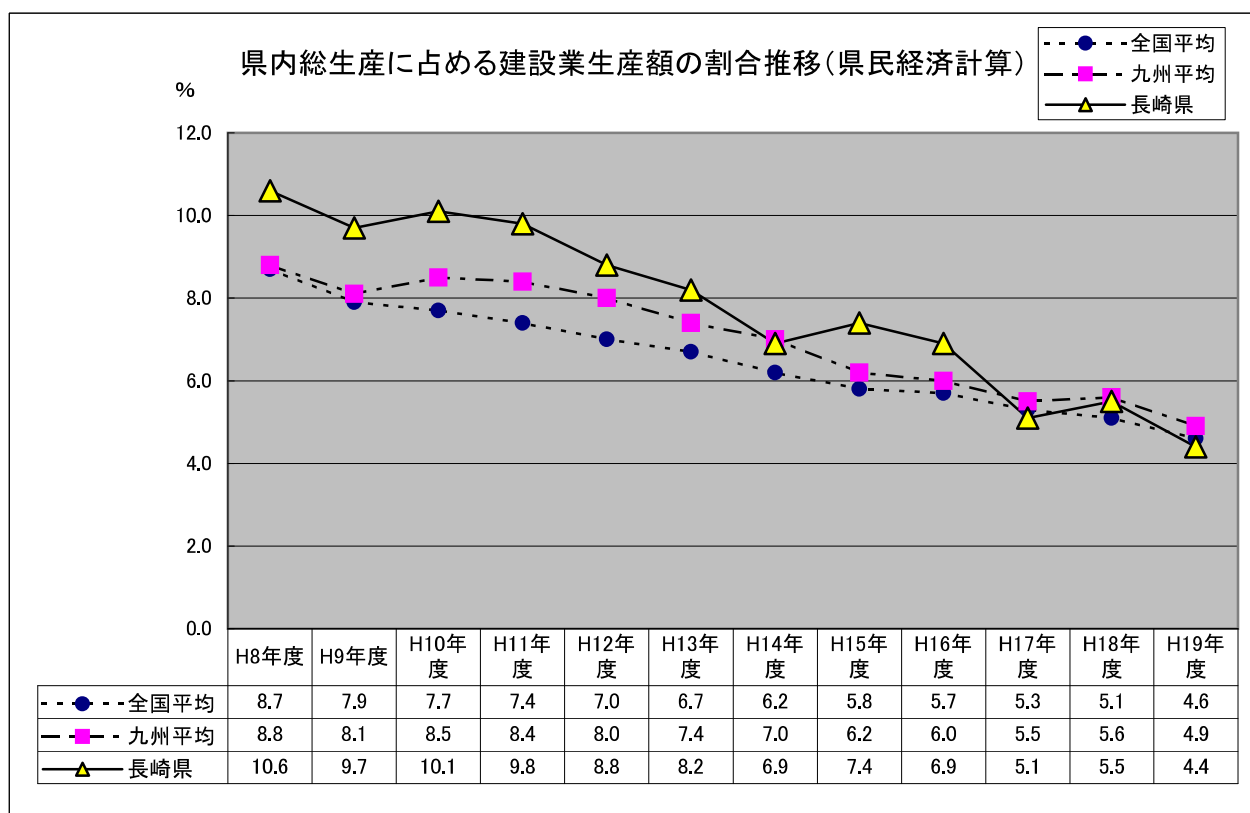
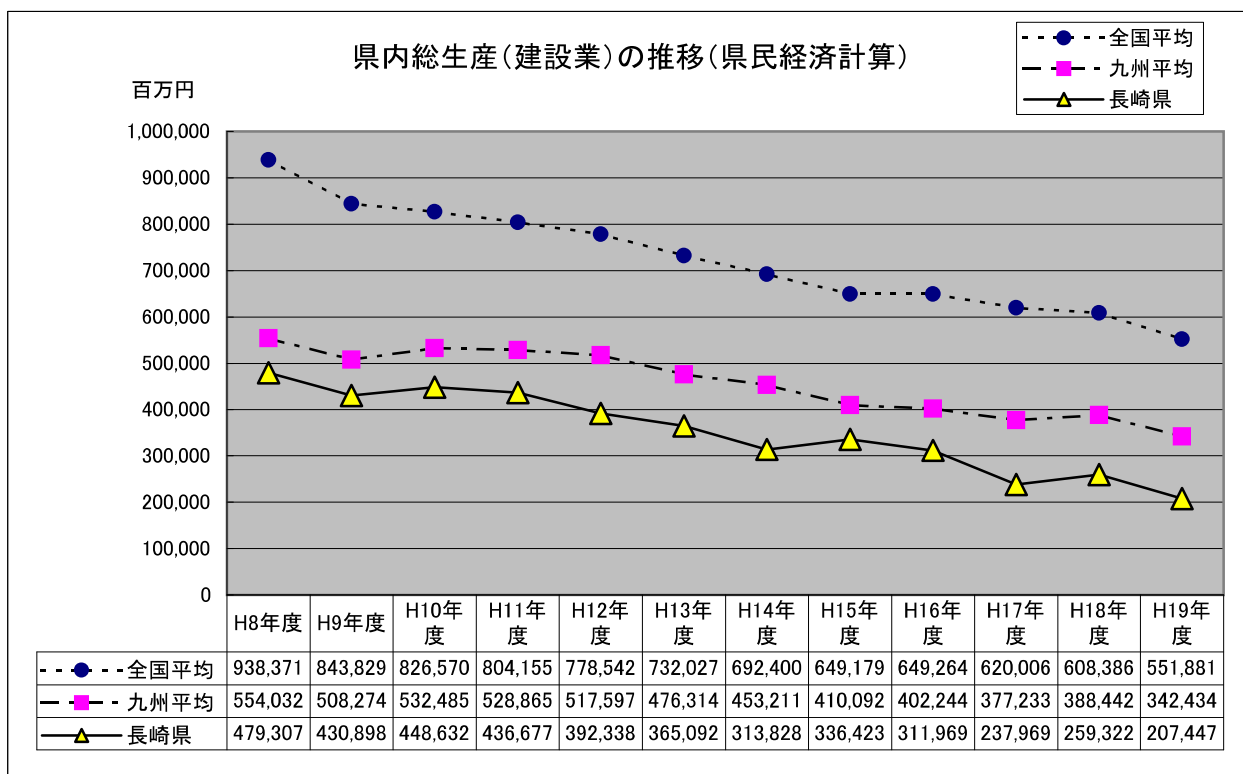
★県内建設業の全産業に占める割合は、従事者数は1割を切り8.0%へ減じているものの、事業所数では8～9%台で推移している。



★県内建設業の倒産件数は、毎年40件を超える件数で推移



★全産業に占める県内建設業倒産件数の割合は、全国・九州平均よりも高い率で推移



★県民総生産に占める建設業総生産の割合は、1割から4%へ

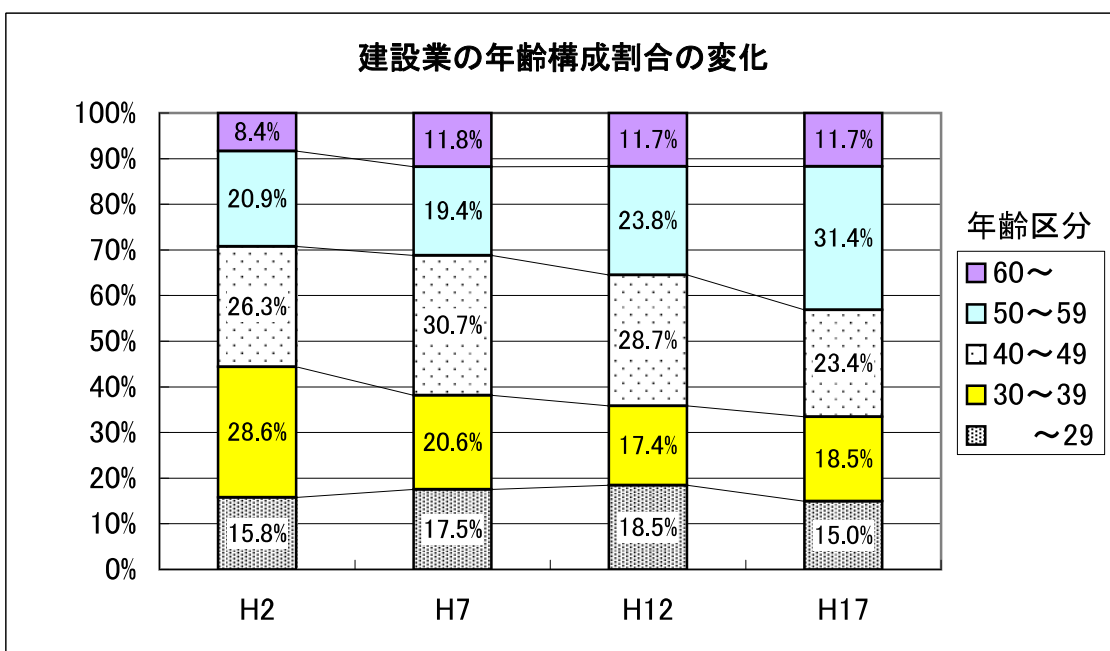
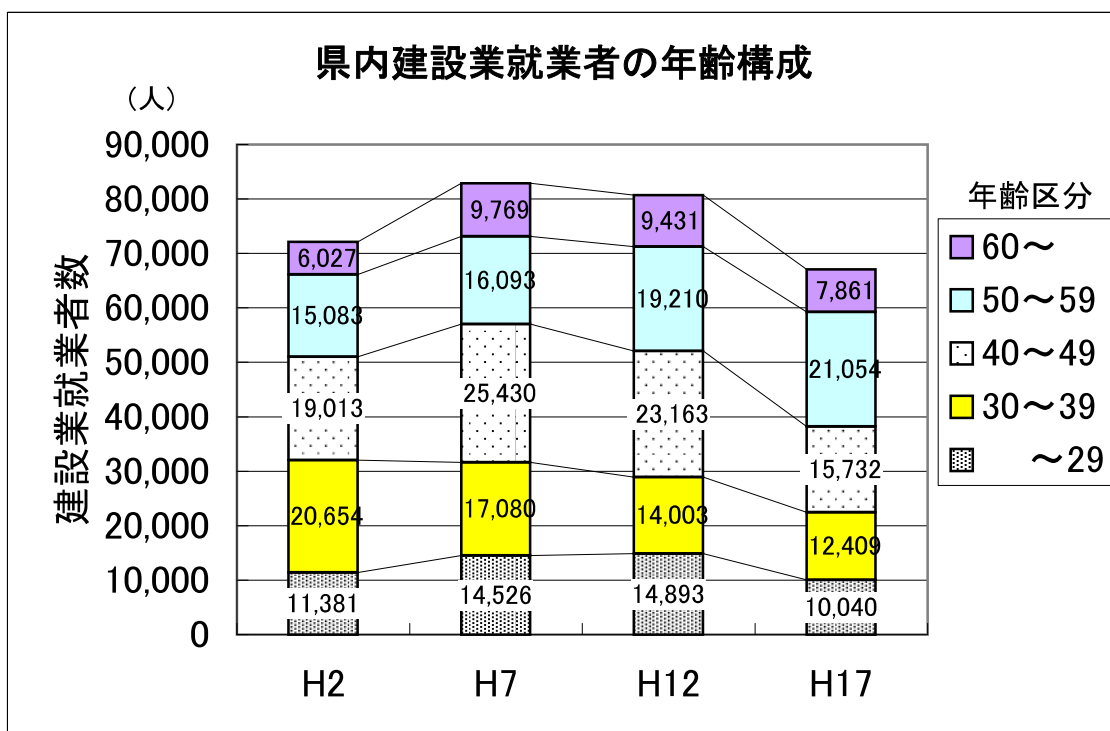
県内建設業就業者の年齢構成

★就業者のうち、50才以上の構成比が29.3%から43.1%へ。高齢化が進む。

★一方で、40代未満の構成比は44.4%から33.5%へ。若年層の雇用に陰り。

(国勢調査)

年齢	H2	H7	H12	H17	H2構成比	H17構成比
～29	11,381	14,526	14,893	10,040	15.8%	15.0%
30～39	20,654	17,080	14,003	12,409	28.6%	18.5%
40～49	19,013	25,430	23,163	15,732	26.3%	23.4%
50～59	15,083	16,093	19,210	21,054	20.9%	31.4%
60～	6,027	9,769	9,431	7,861	8.4%	11.7%
計	72,158	82,898	80,700	67,096	100.0%	100.0%



長崎県の格付・発注基準と入札参加資格者数

平成22年度 格付・発注基準

工事種別	格付	格付要件			発注基準	H22 県内 業者	H22 県外 業者	合計
		総合数値	完成工事高	1級技術者数				
				20年度				
土 木 一 式 工	A	810 以上	2 億円以上	5名	3,500 万円以上	180	187	367
	B	710 ～ 809	5,000 万円以上	条件なし	1,000 万円以上 3,500 万円未満	254	31	285
	C	610 ～ 709	2,000 万円以上	条件なし	250 万円以上 1,000 万円未満	304	19	323
	D	609 以下	2,000 万円未満	条件なし	250 万円未満	1,090	63	1,153
	計						1,828	300
建 築 一 式 工	A	800 以上	1 億円以上	3名	5,000 万円以上	98	123	221
	B	670 ～ 799	6,000 万円以上	条件なし	2,000 万円以上 5,000 万円未満	164	16	180
	C	580 ～ 669	3,000 万円以上	条件なし	500 万円以上 2,000 万円未満	205	6	211
	D	579 以下	3,000 万円未満	条件なし	500 万円未満	689	48	737
	計						1,156	193
電 気 工 事	A	710 以上	3,000 万円以上	条件なし	1,500 万円以上	84	175	259
	B	610 ～ 709	1,500 万円以上	条件なし	500 万円以上 1,500 万円未満	92	8	100
	C	609 以下	1,500 万円未満	条件なし	500 万円未満	170	44	214
	計						346	227
管 工 事	A	700 以上	3,000 万円以上	条件なし	1,500 万円以上	117	138	255
	B	580 ～ 699	1,500 万円以上	条件なし	500 万円以上 1,500 万円未満	135	10	145
	C	579 以下	1,500 万円未満	条件なし	500 万円未満	605	59	664
	計						857	207
舗 装 工 事	A	850 以上	5,000 万円以上	条件なし	制限なし	27	66	93
	B	849 以下	5,000 万円未満	条件なし	250 万円未満	769	76	845
	計						796	142
格付名簿搭載資格者実数計						2,802	603	3,405

県工事における格付別業者の数と受注総額

※ 県発注工事については、WTO対応工事及び県内に本社を置く業者（県内業者）に施工能力がない工事を除き、原則として県内業者に発注している。

土木一式工事										
格付	年度	H19			H20			H21		
	発注基準額	業者数	発注総額 (百万円)	発注額 構成比	業者数	発注総額 (百万円)	発注額 構成比	業者数	発注総額 (百万円)	発注額 構成比
Aクラス	3,500万円以上	408	56,658	87%	411	46,748	83%	368	49,458	83%
Bクラス	1,000万円以上 3,500万円未満	322	6,209	10%	304	7,154	13%	291	6,634	11%
Cクラス	250万円以上 1,000万円未満	375	1,572	2%	366	1,923	3%	335	2,503	4%
Dクラス	250万円未満	1,334	815	1%	1,302	703	1%	1170	839	1%
総合計		2,439	65,253	100%	2,383	56,528	100%	2,164	59,434	100%
うち県外業者の 業者数、受注総額等		325	4,801	7%	342	1,282	2%	286	1,044	2%

建築一式工事										
格付	年度	H19			H20			H21		
	発注基準額	業者数	発注総額 (百万円)	発注額 構成比	業者数	発注総額 (百万円)	発注額 構成比	業者数	発注総額 (百万円)	発注額 構成比
Aクラス	5,000万円以上	243	5,810	80%	251	4,475	72%	223	3,811	63%
Bクラス	2,000万円以上 5,000万円未満	184	775	11%	184	1,337	22%	174	1,259	21%
Cクラス	500万円以上 2,000万円未満	278	571	8%	238	305	5%	221	865	14%
Dクラス	500万円未満	793	123	2%	799	62	1%	735	69	1%
総合計		1,498	7,279	100%	1,472	6,180	100%	1,353	6,004	100%
うち県外業者の 業者数、受注総額等		191	920	13%	206	0	0%	183	0	0%

経営事項審査データに基づく地区別業者の現状（平成22年度経審：H20.7.1～H21.6.30決算）

項目 番号	事務所コード	長崎	大瀬戸	諫早	島原	佐世保	田平	五島	上五島	杵岐	対馬	合計
0	H21年度末許可業者数(者)	1,936	126	876	619	1,187	229	171	95	131	178	5,548
1	H22年県入札参加資格者数(者)	838	59	416	370	615	134	102	57	92	119	2,802
2	建設業常勤職員数(人)	9,977	799	4,005	2,981	6,236	1,258	978	419	998	933	28,584
3	資本金額別業者数(者)	866	78	433	401	647	143	105	66	100	123	2,962
4	個人企業	80	13	66	131	67	34	29	25	14	42	501
5	5百万円未満	226	30	106	71	161	28	16	17	11	13	679
6	5百万円以上1千万円未満	152	15	80	77	112	29	17	3	26	21	532
7	1千万円以上3千万円未満	310	14	145	92	228	43	35	16	29	26	938
8	3千万円以上5千万円未満	65	3	28	24	55	9	3	5	18	19	229
9	5千万円以上1億円未満	23	2	7	6	21	0	5	0	2	2	68
10	1億円以上	10	1	1	0	3	0	0	0	0	0	15
11	利益額(者)	866	78	433	401	647	143	105	66	100	123	2,962
12	1千万円未満	717	72	369	371	527	124	97	60	88	111	2,536
13	1千万円以上～3千万円未満	64	4	40	22	64	12	4	3	7	8	228
14	3千万円以上～5千万円未満	32	1	15	5	18	3	2	2	2	3	83
15	5千万円以上～1億円未満	22	0	7	1	23	2	1	1	2	1	60
16	1億円以上～5億円未満	28	0	2	1	14	2	1	0	1	0	49
17	5億円以上～10億円未満	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
18	10億円以上	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
19	1級技術職員数(人)	2,004	193	818	674	1,541	361	316	126	250	263	6,546
20	登録基幹技能者(人)	19	0	2	3	7	1	1	0	4	0	37
21	2級技術者(人)	2,002	196	1,121	984	1,381	330	250	137	308	310	7,019
22	その他の技術者(人)	1,742	49	509	398	973	147	128	52	109	161	4,268
23	年間平均完成工事高計(百万円)	238,701	10,840	77,945	52,177	124,084	21,844	18,196	7,259	15,535	14,547	581,128
24	うち元請完成工事高計(百万円)	139,758	7,699	42,390	31,191	69,784	15,004	13,005	4,799	11,447	9,693	344,771
25	雇用保険加入(者)	713	63	370	288	547	119	75	44	97	99	2,415
26	健康保険・厚生年金保険加入(者)	718	50	347	221	547	98	58	29	72	51	2,191
27	建設業退職金共済制度加入(者)	561	46	316	313	433	109	67	39	85	88	2,057
28	退職一時金制度加入(者)	382	25	172	114	285	39	33	15	49	40	1,154
29	法定外労災制度加入(者)	535	39	282	240	395	73	50	22	64	74	1,774
30	防災協定締結者	141	6	93	76	179	55	40	15	57	25	687

用語の解説

- 注① デフレスパイラル** 需要減退による物価の下落により、企業の採算が悪化すると、賃金や雇用の低下により購買力の低下につながり、さらなる需要の減退を招く。このように需要・利益・雇用・購買力等の負の循環がとどまることなく進むことをデフレスパイラルという。
- 注② PFI** Private Finance Initiative の略。社会資本整備の民間事業化のこと。政府や自治体の公共部門が対応してきた公共施設などの整備を、官民役割分担のもとに民間の資金や能力、ノウハウを活用することでより効率的に行おうとする考え方。
- 注③ PPP** Public Private Partnership の略。水道やガス、交通など、従来地方自治体が公営で行ってきた事業に、民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者者に任せる民間委託などを含む手法。PFI が国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募るのに対して、PPP は、事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法。
- 注④ TPP** Trans Pacific Partnership(環太平洋パートナーシップ)の略。東南アジア諸国、オセアニア諸国、アメリカなど、太平洋を取り囲む地域の国々が参加し、関税を 100%撤廃した自由貿易を実現するための枠組み。これにより、コンサルタント業務や建設工事においても外国企業の参入が増大する可能性が出てくる他、地方自治体発注の業務や工事における地域要件の撤廃や発注ロット拡大の要求により、国内市場で大手と地元中小企業の間での利害関係が対立する可能性も出てくるといわれている。
- 注⑤ 経常JV** 経常建設共同企業体(Joint Venture)の略。中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体。発注機関の入札参加資格審査申請時(原則年度当初)に経常JVとして結成し、一定期間、有資格業者として登録される。企業規模の小さい建設業者が JV を組織し、単体では受注できない規模の大きな工事を受注することが可能になり、受注機会の拡大につながり、利益の向上に寄与するとされている。
- これに対し、特定JVは比較的規模が大きく、かつ技術難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められ場合に、工事毎に結成する共同企業体。
- 注⑥ 建設業法令遵守ガイドライン** 元請負人と下請負人との間で交わされる下請契約について、契約を締結する際は、建設業法に従って契約をしなければならないことや、また、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的としたもの。
- 注⑦ 県の中小企業支援 100 億円ファンド事業** 県内中小企業等の経営革新や創業等に伴う研究開発、販路開発活動、設備投資等を支援するために設けられた事業。100 億円の運用益により、長崎県産業振興財団が事業を実施している。

会 議 の 開 催 状 況

平成22年

委員任命式・第1回会議

9月 2日（木）14:30～17:30 長崎全日空ホテルグラバーヒル

第2回会議

10月25日（月）13:30～16:00 ホテルセントヒル長崎

第3回会議

12月27日（月）13:30～16:00 ホテルセントヒル長崎

平成23年

第4回会議

1月21日（金）13:30～16:00 ホテルセントヒル長崎

第5回会議

2月23日（水）13:30～16:00 ホテルセントヒル長崎

第6回会議

3月24日（木）13:30～15:20 ホテルセントヒル長崎

※第2回以降の会議については、委員の協議により、非公開とした。

長崎県建設産業に関する研究会設置要綱

（設置の目的）

第1条 建設業は、建設投資の減少、低価格競争下における品質の確保、就業者の高齢化・担い手不足等、かつてない厳しい経営環境にある。

このような中で、本県建設業の現状を踏まえつつ、今後の建設業再生の方策等について提言することを目的とする外部の専門家、有識者による長崎県建設産業に関する研究会（以下、「研究会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 研究会は、次の事項について検討を行い、知事に提言する。

- 1）県内建設業を取り巻く現状の把握
- 2）県内建設業が抱える課題、地域・分野毎の課題の分析
- 3）建設業界に対する提言
- 4）公共工事発注者・行政に対する提言

（委員の構成、委嘱、任期）

第3条 研究会は、外部の専門家、有識者からなる10名の委員により構成する。

- 2 委員は知事が選任し、委嘱する。
- 3 委員の任期は平成23年4月30日までとする。

（委員長）

第4条 研究会に委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、研究会を統括し、研究会を代表する。

（会議）

第5条 研究会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長が議長となる。

- 2 研究会の会議は、委員の過半数の出席によるものとする。
- 3 研究会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数が認めるときは、非公開とすることができる。

（事務局）

第6条 研究会の運営に関する庶務は、長崎県土木部監理課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、研究会の会議において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月3日から施行する。

この要綱は、平成23年3月24日から施行する。（第3条第3項関係）

長崎県建設産業に関する研究会 委員名簿

(委員はアイウエオ順)

所 属	役 職	氏 名	専 門 分 野
長 崎 大 学 工 学 部	教 授	(委員長) 伊 田 彰 秀	土木技術、環境システム工学
(財)ながさき地域政策研究所	常 務 理 事	菊 森 淳 文	地域行政施策、まちづくり 計画調査・研究
西 日 本 建 設 業 保 証 (株)	長崎支店長	佐 々 木 淳 一	建設業契約・前金払保証、 建設経済
(株) 長 崎 経 済 研 究 所	社 長	里 隆 光	地域経済研究、経済同友会 会員
建設産業専門団体九州地区連合会	会 長	杉 山 秀 彦	専門工事業、技能教育、建 設労働
長崎大学大学院生産科学研究科	教 授	武 政 剛 弘	環境工学
(社) 長 崎 県 建 設 業 協 会	会 長	谷 村 隆 三	建設業団体代表、建設業経 営者
長 崎 労 働 局	職 業 安 定 部 長	中 野 知 基	労働行政
(財)長崎県建設技術研究センター	理 事 長	野 田 浩	建設技術に関する研究、指 導機関
(財) 建 設 経 済 研 究 所	研 究 理 事	丸 谷 浩 明	経済学、建設投資、事業継 続計画

※所属及び役職については、就任時による